

## 電気通信事故検証会議（第7回）議事要旨

1 日 時：令和5年1月13日（金）10:00～12:00

2 場 所：Web会議

3 出席者（敬称略）

<構成員>

相田座長、内田座長代理、阿部構成員、加藤構成員、黒坂構成員、  
妙中構成員、中田構成員、堀越構成員

<オブザーバ>

田中英二（東日本電信電話（株））、秋山大（西日本電信電話（株））、  
竹内宏司（NTTドコモ（株））、築嶋健輔（KDDI（株））、  
折原裕哉（ソフトバンク（株））、磯邊直志（楽天モバイル（株））、  
金子純二（（一社）電気通信事業者協会）、  
向山友也（（一社）テレコムサービス協会）、  
福智道一（（一社）日本インターネットプロバイダー協会）

<事務局>

木村 電気通信事業部長、山口 電気通信技術システム課長、  
西浦 安全・信頼性対策室長、竹淵 安全・信頼性対策室課長補佐

4 議事

（1） モニタリング制度に関する調査結果について

国内については

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社より、  
資料7-3-1に基づき説明が行われた。

海外については株式会社野村総合研究所より、  
資料7-3-2に基づき説明が行われた。

国内モニタリング制度の調査結果に対する主な質疑は以下のとおり。

**【阿部構成員】**

通信分野のモニタリング制度において、平時は事故発生前、有事が事故発生後との脚注があるが、ここでの事故とは、総務省令で規定している重大事故のことか、それとも、それ以外の事故も含むのか。

**【竹渕安全・信頼性対策室課長補佐】**

「業務停止等の報告」の項目に関しては、電気通信事業法第28条を根拠法令として、「総務省令で定める重大な事故が生じたときには速やかに総務省へ報告」という記載があるとおり、事故の中でも重大な事故が対象となっている。ただし、立入検査や報告徴収の項目に関しては重大な事故に限定しておらず、問題が生じた際、規模が小さい通信事故でも特に重要であると判断されるような場合には、これらの規定が発動され得るため、重大な事故に限ったものではない。

**【阿部構成員】**

承知した。もう1点、立入検査について、鉄道、運送、航空においては、立入検査に入ったとの報道がなされているが、通信関係で今まで立入検査したという事例はあるのか。もし公表可能なら、過去の検査件数、具体的な立ち入り先等、情報をご教示いただけるとありがたい。

**【竹渕安全・信頼性対策室課長補佐】**

直近で情報公開されている例だと、楽天モバイルの昨年9月に発生した事故に関しては10月に立入検査を行い、それらの結果も踏まえて行政指導に至るということがあった。それ以前も、事故の状況等に鑑みて立入検査を実施してきたという実績はある。ただし、具体的な立ち入り先等の情報は非常に機微な情報でもあるため、情報の公開の仕方は引き続き慎重にすべきと考えている。

**【阿部構成員】**

承知した。

**【黒坂構成員】**

2点、コメントさせていただく。1つ目は、今の話と関連するが、例えば運輸において航空運送事業という例があり、恐らく国土交通省の運輸安全委員会、かつては航空鉄道事故調査委員会がモニタリングを担当されていたかと思う。本件に限らず、インシデント対応について、以前総務省で議論した際にも少し調べたことがあるが、例えば国土交通省の運輸安全委員会が現場に入って立入検査であるとか事故調査をする際、一義的には、例えば刑事責任をある程度免責、少なくとも調査の間は免責する等、言わば、調査に入って当事者に協力をさせる旨のインセンティブが設定されていたかと思う。公益に資する事故の場合は恐らくそのような取組が重要かと思うので、通信以外の分野で、例えば立入検査等現場で事故調査をする際、どのようなインセンティブ構造があるのか等、もし分かれば調査すると非常に参考になると思うので、可能であればご検討いただきたいのが1点である。2点目も、可能であれば追加のお願いだが、今回、各分野にて根拠法令をそれぞれ調べていただいている。例えば航空法や、金融における銀行法がある。これらの根拠法令の制定経緯、具体的には立法事実や、事業者課せられた義務、あるいは分野によっては地域独占のような形で産業の独占を認める代わりに厳しく対応する等が、立法の観点で幾つか議論されていたかと思う。このような点について、根拠法がどのように制定され、どういう位置づけになっているのかについても可能であれば分析すると、通信分野での参考になると思うので、御検討いただきたい。

**【竹淵安全・信頼性対策室課長補佐】**

ご指摘の2点について、いずれも重要な観点であるため、EY社と引き続き協力し、公表情報に主に基づき、特に立法事実等は公表情報もあると思うので、その辺りについては、重点的に引き続き調査してまいりたい。

**【相田座長】**

私からのコメントとしては、説明上でもある通り、昔は国が検査していた形

態であったのが自主検査という形に大きく変化してきたという。一方で、その対象事業者が検査を事業者自身で行うのか、それとも外部監査を受けるのかという点で、資料では電気とガスにおいて監査という項目が挙がっていたが、私の記憶では、金融業界でもかなり外部監査の重要性は指摘されていたと思う。今回例で挙げたのが主に銀行だが、銀行は顧客に対しては比較的リスクの小さいサービスを提供している。銀行の業務が停止すると影響は大きいですが、顧客に損が出ることはあまりないのに対して、証券においては実際に顧客に損が出る可能性があるため、顧客に金融商品を販売する際の説明有無等に関して、外部監査を受けるべきという話があったと思うので、銀行以外の金融等についてももう少し調査すると良いと思った。

海外モニタリング制度の調査結果に対する主な質疑は以下のとおり。

**【堀越構成員】**

2点確認させていただきたい。まず、米国の例だが、監査主体について、説明内容を踏まえると、監査項目に従って事業者が内容を毎年報告するという枠組みになっているという理解でよいか。

**【株式会社野村総合研究所】**

そのようなご認識で問題ない。また、監督官庁はFCCのため、そちらへの内容の提出にて報告という形になる。

**【堀越構成員】**

承知した。もう1点、英国の例だが、平時においても不定期にOfcomがモニタリングを実施しているとのことだが、先ほどのEYの資料を踏まえると日本の情報通信の実態とも近いと思ったが、そのような理解でよいか。また、日本の状況と英国の運用状況において、何か顕著な違いがあればご教示いただきたい。

**【株式会社野村総合研究所】**

不定期に実施しているモニタリングについても、明示的に実施するという記載はなく、2021年に改正された規則から類推するにそのようなモニタリングを実施しているのではと解釈しているにすぎないため、実態に関してはもう少し調査が必要だと思っている。2点目についても同様であり、日本の状況と近いと思うが、英国が目指しているアウトプットについて、モニタリング結果という形では年次報告書にも記載がない。日本の事例と完全一致ではないものの、2018年の障害事例といったその都度公表されている事例の内容等、思想や関わり方については一定の類似性があると認識している。

**【堀越構成員】**

承知した。

**【相田座長】**

私からも1点、主に米国の制度に関する質問だが、日本において、冗長構成を組んでいるものの、実際には切り替わらなかったというケースが発生することがあるが、米国の制度における監査では、設計上冗長構成を組んでいれば十分なのか、それとも切換え試験等の実施まで要求しているのか、わかればご教示いただきたい。

**【株式会社野村総合研究所】**

米国に関しては、切換えのシステムまでは踏み込んでおらず、あくまでも物理的にルートが複数確保されているかの証明をもらう義務という形になっている。

**【相田座長】**

承知した。

- (2) 構造的問題の検証に係る各社からのヒアリングについて  
東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社より、  
資料7-4に基づき説明が行われた。

以上